

記入要領

○「事業所の名称」欄には、法人名だけでなく、施設、学校名等を記載してください。

○医療機関（病院、診療所、助産所）及び介護老人保健施設・介護医療院においては、職員のみを記載してください。対象者数は、検査実施月における結核定期健康診断の対象となる者の数を記入してください。

○社会福祉施設（社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設）

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
においては、職員及び65歳以上の入所者について記載してください。
対象者数は、検査実施月における結核定期健康診断の対象となる者の数を記入してください。

○学校職員の対象者数は、検査実施月における結核定期健康診断の対象となる者の数を記入してください。

○胸部エックス線撮影で、一般的に間接撮影はレントゲン車など、直接撮影は病院や医院などで行われます。間接撮影と直接撮影の区分が分からない場合は、間接撮影に記入してください。

○精密検査は、結核についてのみ計上してください。肺がんを目的としてかくたん検査をした場合や結核以外で精密検査となり、直接撮影をした場合は、内訳にある検査数に計上しないでください。

○結核患者とは、医師による医療行為を必要とする者をいい、結核発病のおそれがある者とは、医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とする者をいいます。

○この報告には、健康診断を他で受け、その証明書等を実施者に提出した者を含めて記載してください。

<提出方法>

健康診断終了後、翌月の10日までに東大阪市電子申請システムにて報告をお願いします。

FAXや郵送の場合は下記まで報告書を提出してください。

（検査結果が遅れる場合などは、把握後できるだけ速やかにご報告ください。）

報告書は毎年度の報告をお願いいたします。

<提出先・問い合わせ先>

〒578-0941 東大阪市岩田町4丁目3番22-300号

東大阪市保健所 感染症対策課

電話072-960-3805 FAX072-960-3809